

2020年4月から飲食店などが 原則屋内禁煙に

2018年7月の健康増進法の改正後、段階的に進められてきた原則屋内禁煙が、2020年4月から全面施行となる。オフィスや事業所、飲食店といった多くの人が集まる施設が禁煙となるが、所定の要件に適合すれば各種喫煙室も設置することができる。20歳以下は喫煙エリアへの立ち入りは原則禁止となるため、利用者も注意が必要だ。

健康増進法の改正は、子どもや患者、妊婦など健康影響の大きい人から望まない受動喫煙の防止を図るため、管理者が講じるべき措置などについて定めたもの。2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでの段階的な施行を決定し、2019年7月には学校や病院などが原則敷地内禁煙となっていた。

全面施行後は、喫煙可能な設備を持った施設には必ず指定された標識の掲示が義務付けられる。喫煙室は「喫煙専用室」「加熱式たばこ専用喫煙室」など



喫煙が可能な施設に対して掲示が義務付けられる標識の一例。厚生労働省HP「なくそう!望まない受動喫煙。」(https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp)からダウンロード可

4種類で、全16種類の標識がある。20歳未満の人は店の従業員を含め、喫煙を目的としない場合であっても喫煙エリアの立ち入りが禁止される。これら対象者を立ち入らせた場合、施設の管理者は指導・助言の対象となる。

なお、経営規模の小さい既存の飲食店については、全面禁煙によって事業継続に影響を与えることが考えられるため、経過措置として喫煙可能室(たばこの喫煙可、飲食などの提供可)の設置ができる。

本紙俳句コーナーの選者山口昭男先生の最新巻の紹介

シリーズ自句自解Ⅱベスト100 山口昭男 定価1500円+税 版元 ふうんす堂

既刊句集より100句抄出して著者みずからが解釈を付した。一句が出来上がるまでの作家の推敲のあとをたどることができ、実作者の句作りにおおいに役立つ入門書である。(Amazonなどで販売中)



1955年 神戸市生まれ。1980年「青」に入会。波多野爽波に師事。2000年「ゆう」入会。田中裕明に師事。編集担当。2010年俳誌「秋草」を創刊し主宰する。毎月発行。句集に「書信」「讀本」「木簡」がある。2018年句集「木簡」で読売文学賞受賞。日本文藝家協会会員。

選者
山口 昭男
(やまぐち あきお)

【俳句の応募方法】
氏名・住所・年齢・明記のうえ、ハガキ、封書、FAX、下記の応募フォームのいずれかからご応募ください。

【宛先】
〒566-0001 大阪府摂津市千里丘1-13-23
株式会社シティライフNEW 俳句係まで
FAX 06-6368-3505

【応募フォーム】
https://pro.form-mailer.jp/fms/f413b102177160

※締め切りは毎月25日必着 ※いずれも一人5句まで
※掲載は次々号となります
※佳作は掲載をもって発表とさせていただきます。
※お名前と作品を掲載します。

【つづき評】
俳句コーナーで活字となるのはお一人二句ということではありません。よい作品であれば、複数句選ばれることもあります。投句数は五句まで可能です。ぜひ最大限活用していただいで、自由で闊達な俳句を目指してください。

【佳作】
紅梅の一枝白磁の壺に生け
どこからと聞き別れる梅見茶屋
ふうふうとひとしきり吹き大根食ふ
立春に鯛の品書き杖の爺
雪催湖北の仏腰ゆたか

西宮市	伊丹市	神崎市	茨木市	西宮市
西宮市	井上	鳥羽	河本	石野
未紅	南良	敬介	要	照代

【入選】
口笛で呼べど木枯帰らざり
本尊へ大根の煮ゆ句ひかな
もういいかいふりかえりみれば冬夕焼
雪だるま転がせし子の嫁ぎ行く
草むらに吹く風そよと春めいて

【優秀賞】
尊厳死軽く話して温め酒

12月25日締切りでご投句いただいた中から、
山口昭男先生に入選作品を選んでいただきました。

令和元年12月1日より「運転中のスマホ等使用」の罰則が強化



スマートフォンや携帯電話は、通話機能の他、インターネット、メール、ゲーム等、私たちの生活に欠かすことができないものになっている。しかし、運転中にスマートフォンの画面等を注視していたことが原因となる交通事故が増加傾向にあり、いわゆる運転中の「ながらスマホ」が社会問題となっている。自動車等を運転しながらスマートフォン等を使つての通話や、画面を注視する行為は、画面に意識が集中してしまい、周囲の危険を発見することができない。また、運転操作を誤って他の車や歩行者に衝突するなど、重大な交通事故につながる危険な行為なので、絶対にやめよう!

【運転中のスマホ等利用に対する罰則強化の内容】

運転中にスマホ等を使用
携帯電話使用等(保持)・通話(保持)、画像注視(保持)する行為。

<p>【改正前】罰則 5万円以下の罰金</p> <p>反則金 大型…7,000円 普通…6,000円 二輪…6,000円 原付…5,000円</p>	<p>【改正後】罰則 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金</p> <p>反則金 大型…2万5,000円 普通…1万8,000円 二輪…1万5,000円 原付…1万2,000円</p>
--	--

運転中にスマホ等を使用し、さらに事故を起こした場合など ~ 即、免許!

携帯電話使用等(交通の危険)・通話(保持)、画像注視(保持)、画像注視(非保持)することによって交通の危険を生じさせる行為。

<p>【改正前】罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金</p> <p>反則金 大型…1万2,000円 普通…9,000円 二輪…7,000円 原付…6,000円</p>	<p>【改正後】罰則 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金</p> <p>反則金 適用なし (反則金制度の対象外となり、すべて罰則の対象に)</p>
---	--

協力:大阪府警察